

特別教育

# 機械研削用といし

一般社団法人

鳥取県産業環境協会

TEL0857-29-1154

「研削といしの取替え等の業務に係る特別教育」

## 【機械研削用のといし】

### 教育の目的

といしを交換をする作業者全員に  
特別教育が必要です。

機械研削用といしの取替え 又は

取替え時の試運転の業務を実施させる場合は、

労働安全衛生法59条第3項

「事業者は、その作業に労働者をつかせるときは、

特別の教育を行わなければならない。」と定められています。

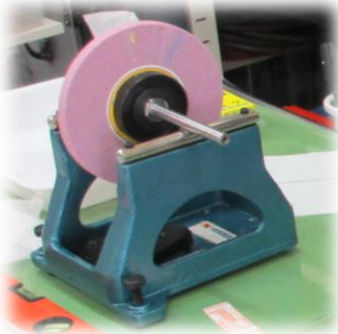


### 機械研削盤とは.....

- 平面研削盤
- 円筒研削盤
- ならい研削盤
- 内面研削盤 など

実技は、といしのバランス取り  
3種類のバランス台

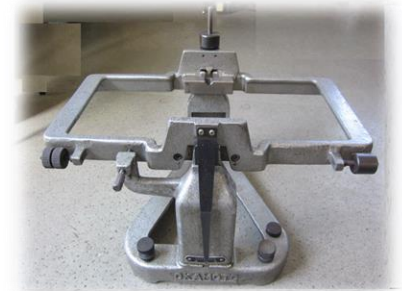
で実施します。



平行棒式バランス台



ローラー式バランス台



天秤式バランス台

科目	内容（安全衛生特別教育規程 第1条）	教育時間
学科	<b>機械研削用研削盤、機械研削用といし、取付け具等に関する知識</b> 機械研削用研削盤の種類及び構造並びにその取扱い方法 機械研削用といしの種類、構成、表示及び安全度並びにその取扱い方法 取付け具 覆い 保護具 研削液	演習 4時間
学科	<b>機械研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識</b> 機械研削用研削盤と機械研削用といしとの適合確認 機械研削用といしの外観検査及び打音検査 取付け具の締付け方法及び締付け力 バランスの取り方 試運転の方法	演習 2時間
学科	<b>関係法令</b> 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行 及び 労働安全衛生規則の関係条項	1時間
実技	機械研削用といしの取付け方法及び試運転の方法	3時間
<b>法定教育時間：10時間</b>		